

京都市告示第 160 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
伏見緯17号線	伏見区革屋町771番地の2地先から	旧	メートル 2.10	4.00 ～メートル 6.78
	同区過書町783番地の1地先まで	新	2.10	4.00 ～ 8.24

(建設局道路部道路明示課)